

第 15 回官業民営化等WG資料要求項目

○ 統計【総務省】

民間委託に変更した場合における結果精度等に与える影響の調査分析について、実施された緊急アンケートの調査票の写しを提出いただきたい。

(答) 別添の資料を参照されたい。

三菱総合研究所に統計局が委託した調査(過去5年程度)のそれぞれのタイトルと委託費を提出頂きたい。

(答)

平成13年度: ネットワークを利用した地域別データ等の整備に関する研究委託 9,964 千円

平成16年度: IT関連産業及び商品の定義・分類に関する調査研究 2,919 千円

統計調査の民間委託に関する調査研究 8,568 千円

家計調査と家計消費状況調査について、それぞれ調査への協力に関しどのような内諾の取り方をしているのか示されたい。

(答) 家計調査と家計消費状況調査で同じ手法を用いており、具体的には、以下のとおり。

調査客体に対して、あらかじめ調査の依頼状を郵送した上で、調査予定世帯を訪問し、調査の目的や調査内容、調査世帯として選定された理由、調査結果の利用方法などについて説明し、調査の内諾を得る。

なお、どうしても調査依頼を引き受けてくれなかった場合には、集計結果に偏りが生じないように同じ属性に所属する世帯を代替世帯として選び、調査依頼を実施することとしている。

例示により説明のあった全ての統計調査について、それぞれ人件費を示されたい。

(答) ヒアリングの際にご回答したとおり、人件費を統計調査ごとに切り分けて算出することは困難である。

調査員が公務員かそうでないかという要因を除いて他の要因が同一にコントロールされた場合における統計調査の回収率について、どのような見解をお持ちか文章で回答願いたい。

(答) 上記で説明したとおり、家計調査と家計消費状況調査では、各世帯への依頼に際して同じ手法を用いている。また、調査の内容を見ると、家計調査は、毎日の支出を家計簿形式で詳細に記載する負担の大きい調査である一方、家計消費状況調査は、高額な耐久消費財などに限り、月単位での購入状況を回答する比較的負担の少ない調査となっている。こうした中で、家計調査の回収率は100%であるのに対し、家計消費状況調査の回収率は約75%である。

両調査はほぼ類似の調査であり、かつ家計調査が調査負担の面で格段に大きいにもかかわらず、家計消費状況調査の方が25%も回収率が低いのは、調査員が公務員か

そうでないかという要因が大きく影響しているものと考えられる。

過去５年程度で統計局が民間会社に委託した調査について、委託後は一切統計局が関与していないということを経験した調査ごとに検証頂きたい。

（答）

一般に、仕様書で示した範囲内という条件の下、委託会社には、そのノウハウや創意工夫を生かして、自由に調査研究業務に取り組んでいただいているところ。このため、委託者の関与は、定期的に報告を受けるなどにより、仕様書で示した範囲を逸脱していないかどうかをチェック・確認するにとどめているところ。

今回の調査研究の委託についても、民間の知見を活用し、統計調査の民間開放による影響について幅広く総合的な調査分析を依頼したものである。仕様書に基づき、民間シンクタンクの創意工夫を生かし、民間調査会社の受託可能性の分析、アンケート調査、海外における状況調査などを独自に企画し、その結果を分析いただいたものと認識。（本調査研究では、アンケート調査の実施のみを委託したものではないので、その点、誤解なきように願いたい。）

２次ヒアリングの質問事項について、書面で回答いただきたい。

（答）別添の資料を参照されたい。

以　上

2004 年 9 月
(株)三菱総合研究所

統計調査の民間委託に関するアンケート調査のお願い

時下、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、現在、国では国勢調査など各種の統計調査を実施しております。
こうした国の統計調査をより良くするため、アンケートにご協力ください。

回答は 5 分ほどで終わりますので、何かとお忙しい時期とは存じますが、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

■ ご回答にあたって ■

- ・この調査は、20 歳以上のみなさまの中から任意抽出し、調査員がお宅へ訪問して、アンケート票への記入をお願いしております。
- ・無記名の調査ですので、お名前やご住所をご記入いただく必要はありません。また、回答は統計的な処理をし、個々の回答を他の目的に利用することはありません。
- ・質問をご覧の上、あてはまる回答をご記入下さい。ご記入には 5 分程度のお時間をいただきます。
- ・ご記入が終わりましたら、同封の封筒にお入れいただき、調査員にお渡し下さい。
- ・ご不明な点につきましては、調査員、または、下記までお問い合わせ下さい。

■ 調査の実施機関・お問い合わせ先 ■

株式会社 三菱総合研究所 E ガバメント研究センター
(担当：鈴木、中竹)
電話：03 - 3277 - 0735
FAX：03 - 3277 - 3466

国が行っている統計調査についてうかがいます

現在、国勢調査などの国の統計調査では、調査員がお宅を訪問し、調査をお願いしています。調査員は、調査期間中は（非常勤）公務員です。問１から問３の質問における「統計調査」とは、このような（非常勤）公務員の調査員がお宅を訪問する調査を指します。

問１ （統計調査に回答を依頼された経験）

あなたは、過去５年以内に、国の統計調査に回答を依頼されたことがありますか？

（○は１つ）

- １． ある
- ２． ない

問２ （統計調査に協力する意向）

あなたは、今後、国の統計調査に回答を依頼された場合、協力しますか？

（○は１つ）

- １． 協力する
- ２． 場合によっては協力する
- ３． 協力しない

問３ （統計調査の中で個人的な事柄について回答する意向）

あなたは、今後、国が行う統計調査で次のことを聞かれた場合、回答しますか？それぞれの項目ごとに、回答する、しないのいずれかに○をつけ、その理由としてあてはまるものの番号を、右ページの下の欄から選んで記入してください。

（それぞれ○は１つ、理由は３つまで）

(1)収入・貯蓄	１． 回答する →理由 ２． 回答しない →理由
(2)学歴	１． 回答する →理由 ２． 回答しない →理由
(3)職業・職歴	１． 回答する →理由 ２． 回答しない →理由
(4)配偶者の有無 (未・既婚、離死別)	１． 回答する →理由 ２． 回答しない →理由
(5)あなたやご家族の 健康状態・病歴	１． 回答する →理由 ２． 回答しない →理由

国の統計調査を、民間会社と契約して行うこととなった場合についてうかがいます

従来は、調査員（非常勤公務員）がお宅を訪問し、調査をお願いしています。しかしながら、民間会社と契約して統計調査を行うとした場合には、民間会社の調査員（公務員ではありません）がお宅を訪問することとなります。問4から問6の質問における「統計調査」とは、国と契約した民間会社の調査員がお宅を訪問する調査を指します。

問4（統計調査に協力する意向）

あなたは、今後、国と契約した民間会社の調査員から統計調査に回答を依頼された場合、協力しますか？（○は1つ）

1. 協力する _____ → 問6へ進んでください。
2. 場合によっては協力する _____ → 問5へ進んでください。
3. 協力しない _____

問5（協力する際の条件）

<問4で「2.」とお答えした方のみについてうかがいます。>

あなたは、どのような条件があれば、統計調査に協力しますか？あてはまるものの番号に3つまで○をつけてください。（○は3つまで）

1. 民間会社の名前を聞いたことがある
2. 民間会社の調査員であることがはっきり確認できる
3. 国から頼まれていることがはっきり確認できる
4. 個人的な情報を守ることについて納得のいく説明がある
5. 回答を外部に漏らさないことについて納得のいく説明がある
6. 回答が国の調査のためだけに利用されることについて納得のいく説明がある
7. 十分な謝礼がある
8. その他

（その他の条件を自由にお書きください）

問3（1ページ）の理由の選択肢

回答する理由

1. 国民の義務だから
2. 社会や国の役に立つから
3. 調査員が公務員で信頼できるから
4. 回答が外部に漏れる心配がないから
5. 回答が国の統計として利用されるだけだから
6. 謝礼があるから
7. 国が直接行っているから
8. その他

回答しない理由

1. 忙しいから
2. 何の役に立つのか分からないから
3. 調査員が信頼できないから
4. 回答が外部に漏れる心配があるから
5. 回答が本来の目的以外に利用される心配があるから
6. 謝礼が少ないから
7. 国が直接行っているから
8. その他

問6 (個人的な事柄について回答する意向)

あなたは、今後、国と契約した民間会社の調査員から次のことを聞かれた場合、回答しますか？それぞれの項目ごとに、回答する、しないのいずれかに○をつけ、その理由としてあてはまるものの番号を記入してください。(それぞれ○は1つ、理由は3つまで)

(1)収入・貯蓄	1. 回答する →理由			
	2. 回答しない →理由			
(2)学歴	1. 回答する →理由			
	2. 回答しない →理由			
(3)職業・職歴	1. 回答する →理由			
	2. 回答しない →理由			
(4)配偶者の有無 (未・既婚、離死別)	1. 回答する →理由			
	2. 回答しない →理由			
(5)あなたやご家族の 健康状態・病歴	1. 回答する →理由			
	2. 回答しない →理由			

回答する理由	回答しない理由
1. 国民の義務だから	1. 忙しいから
2. 社会や国の役に立つから	2. 何の役に立つのか分からないから
3. 調査員が信頼できるから	3. 調査員が公務員ではなく信頼できないから
4. 回答が外部に漏れる心配がないから	4. 回答が外部に漏れる心配があるから
5. 回答が国の統計として利用されるだけだから	5. 回答が本来の目的以外に利用される心配があるから
6. 謝礼があるから	6. 謝礼が少ないから
7. 国と契約した民間会社が行っているから	7. 国と契約した民間会社が行っているから
8. その他	8. その他

本調査について、ご意見等ございましたら、ご自由に記入ください。

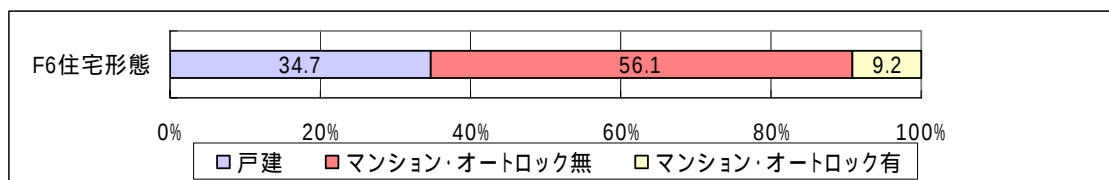
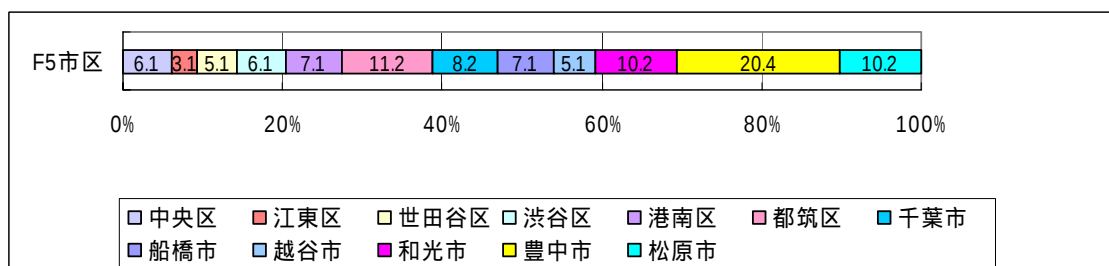
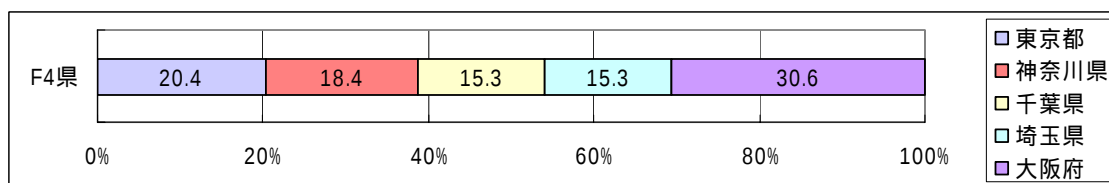
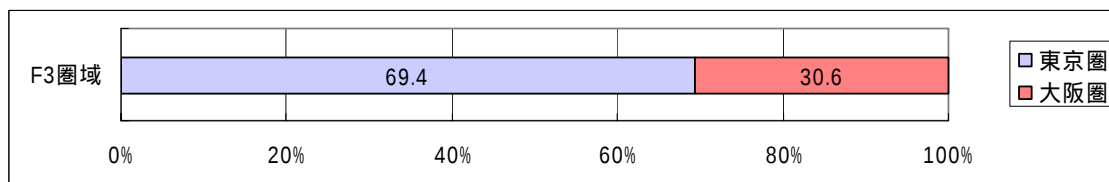
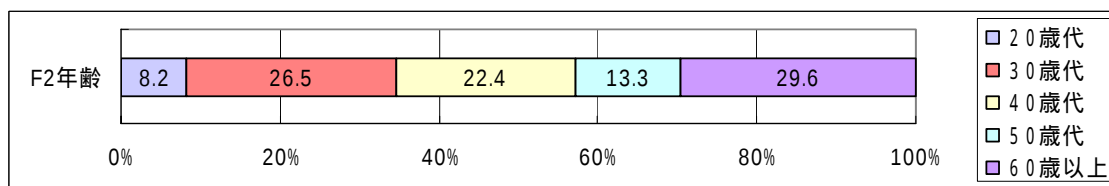
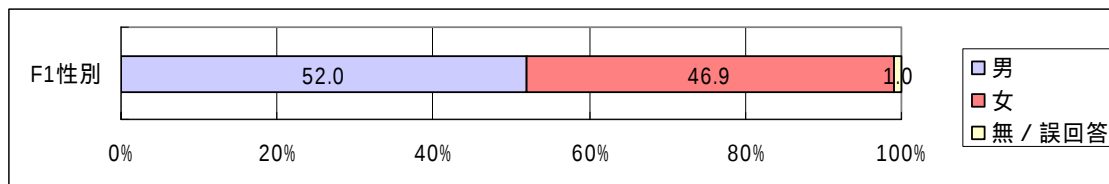
--

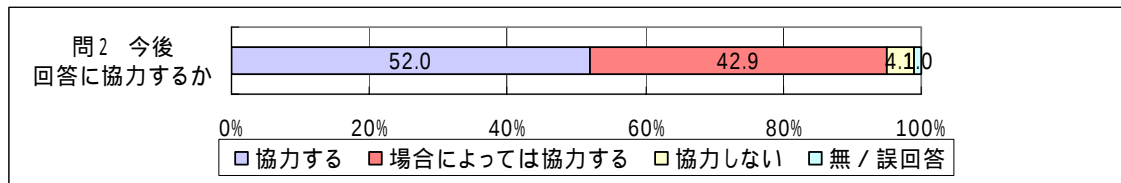
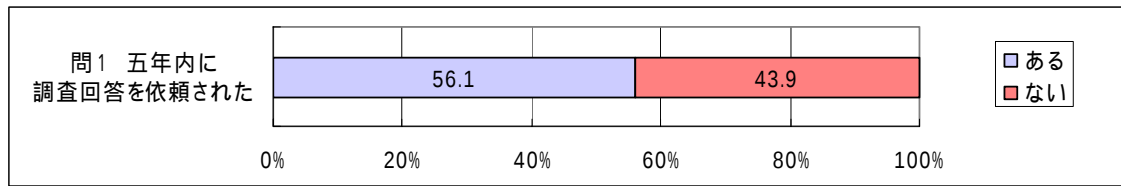
あなた自身(ご記入者)についてお答え下さい。

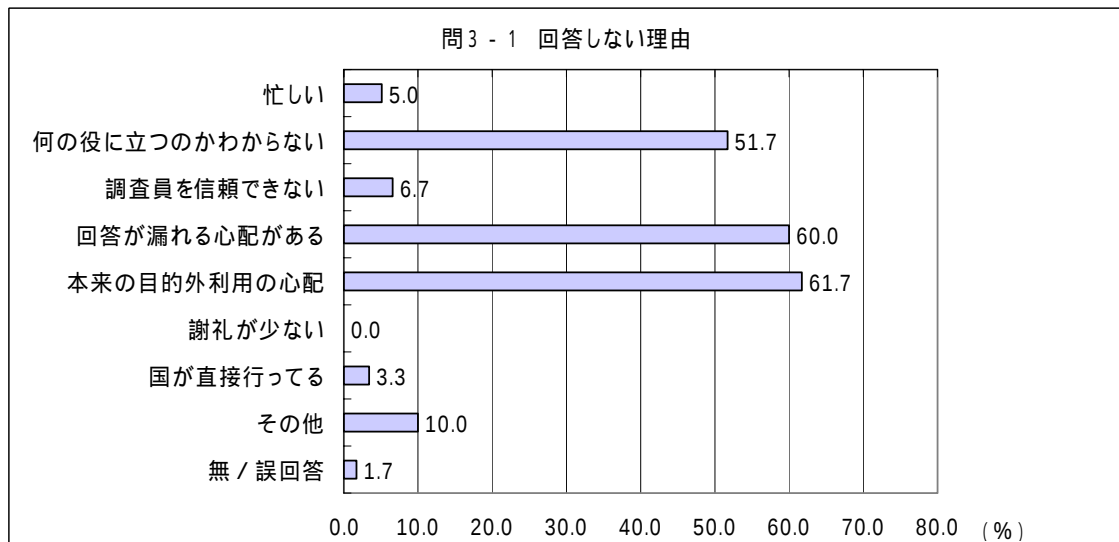
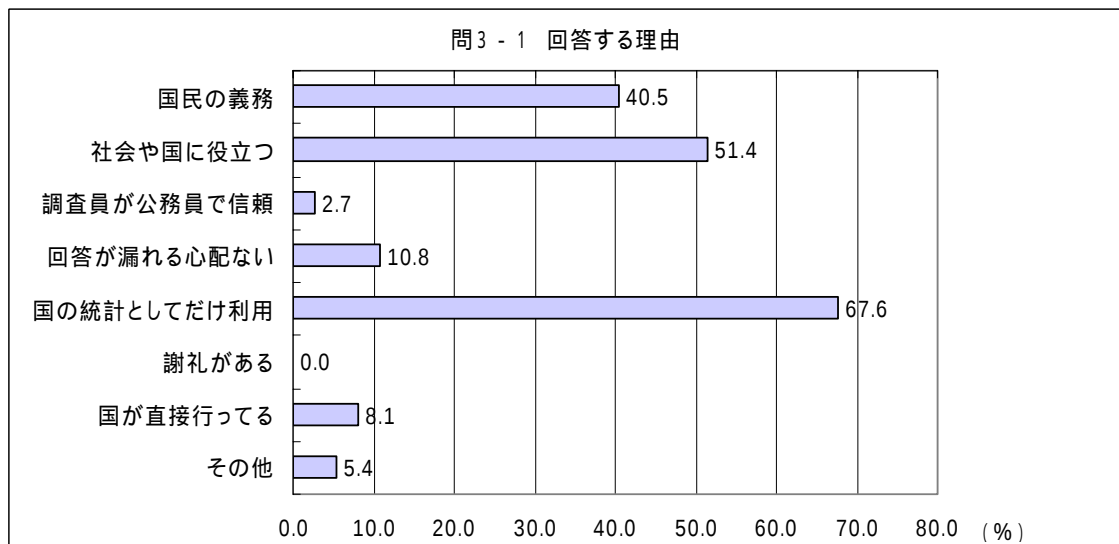
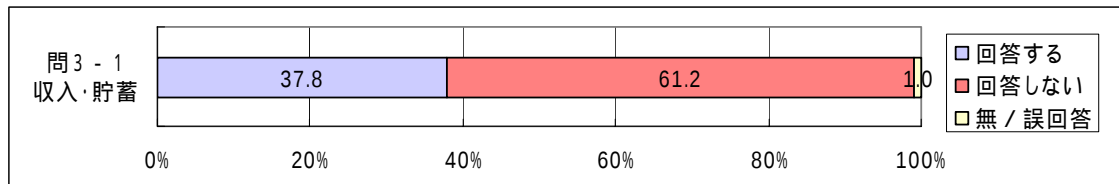
性別	1. 男 2. 女	
年齢	1. 20 歳代 2. 30 歳代 3. 40 歳代 4. 50 歳代	
	5. 60 歳代以上	

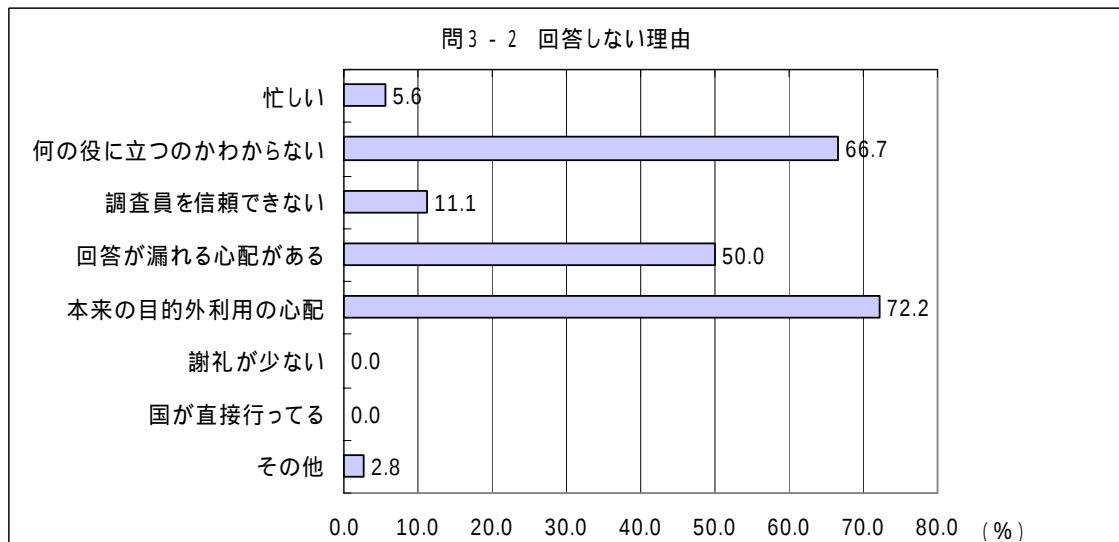
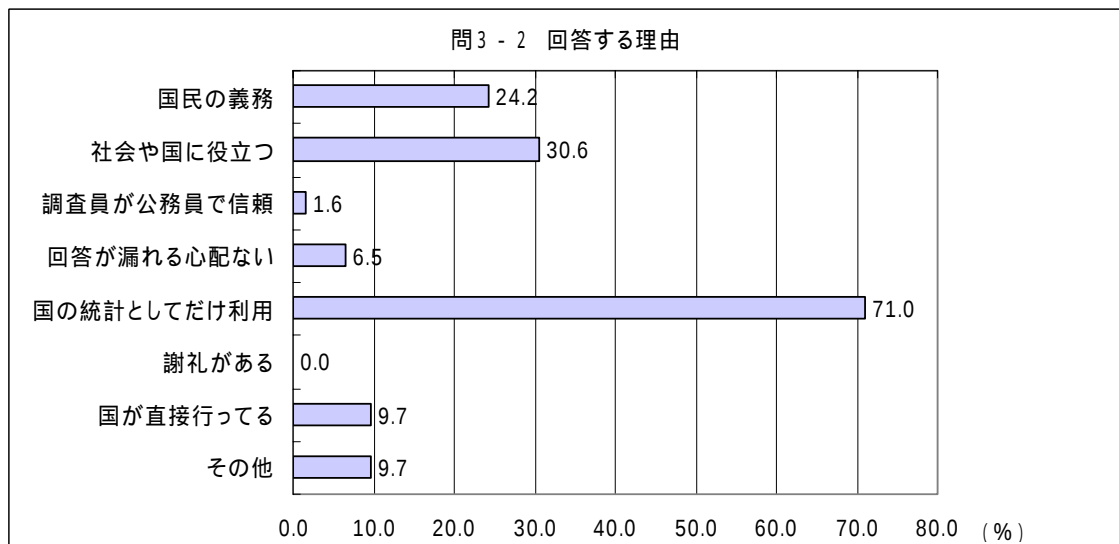
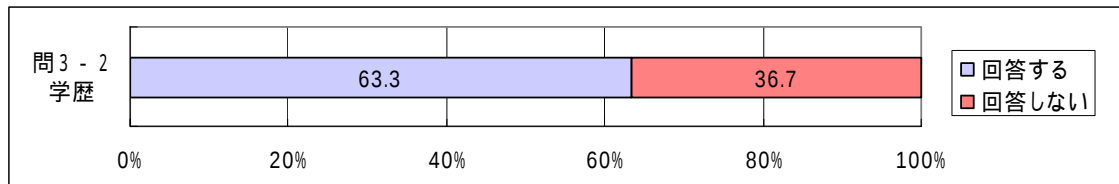
お忙しい中、アンケートにご協力いただき、誠にありがとうございました。

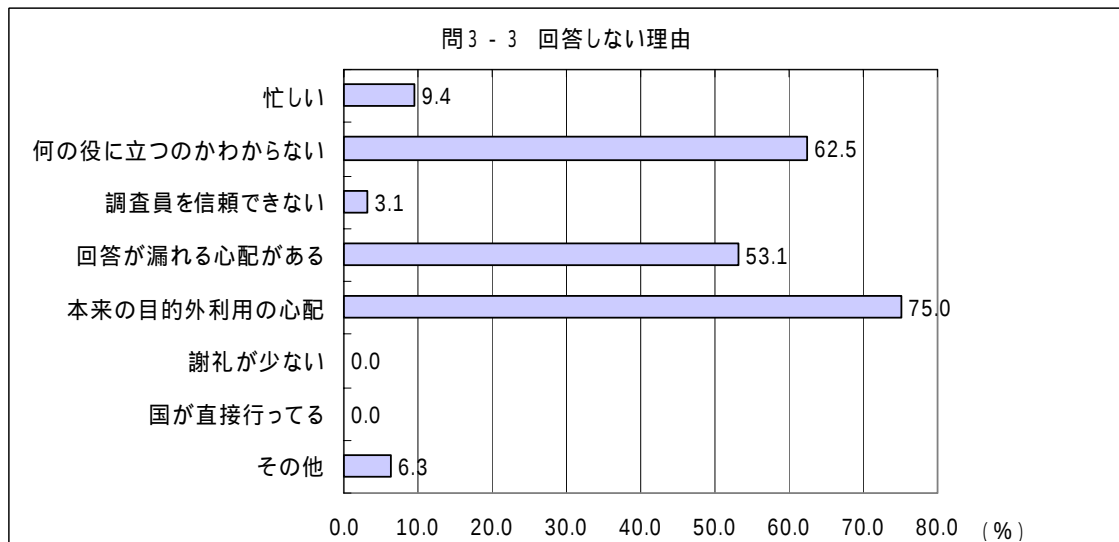
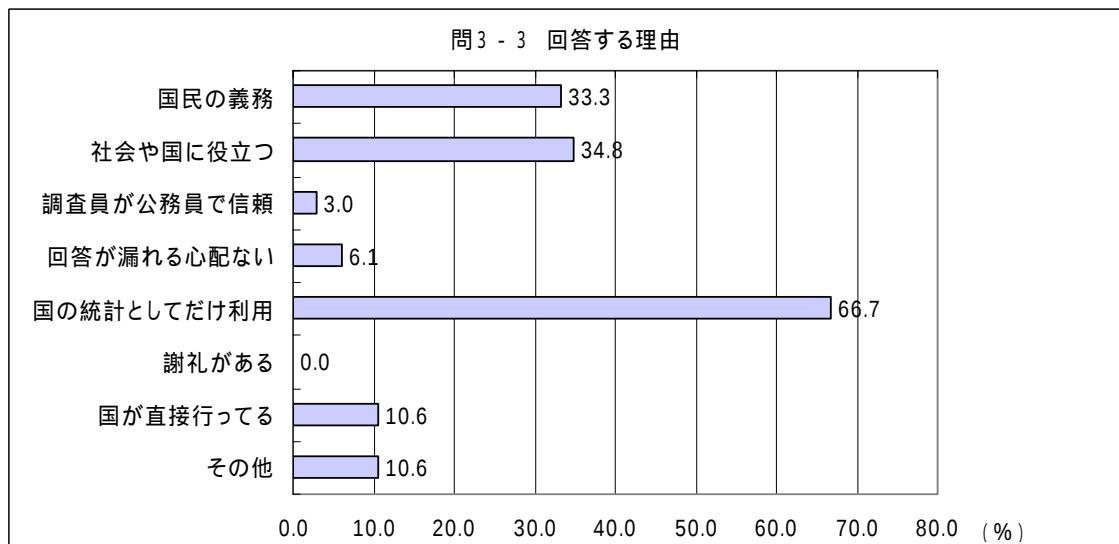
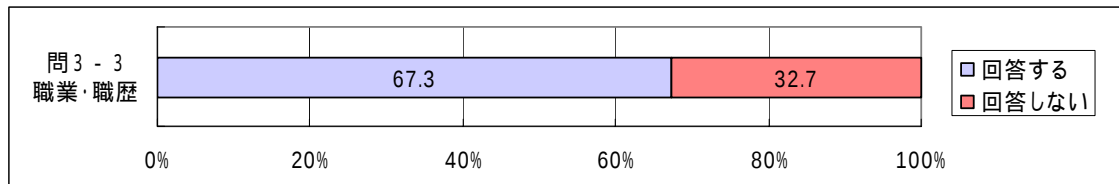
アンケート集計表

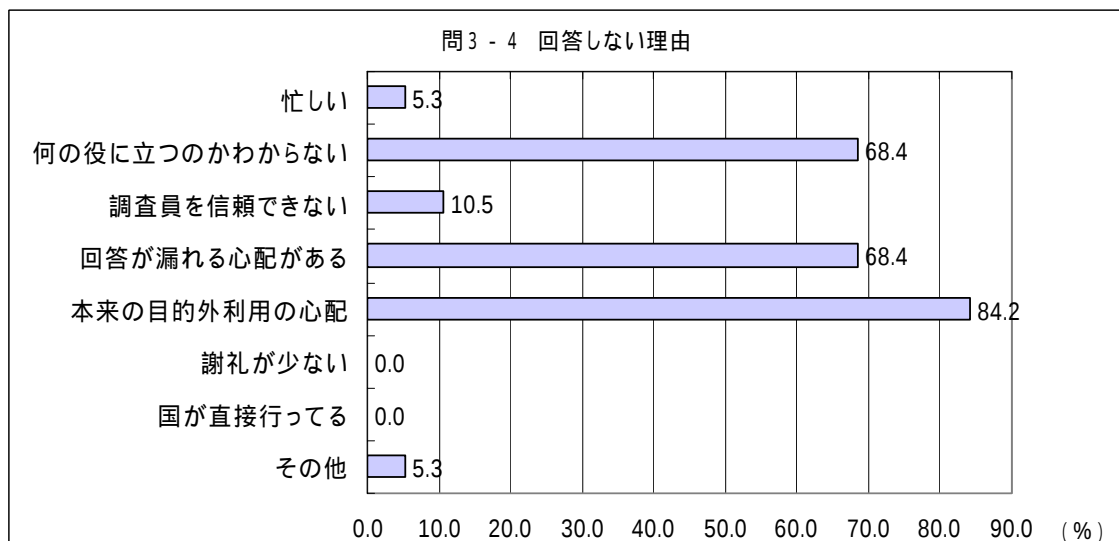
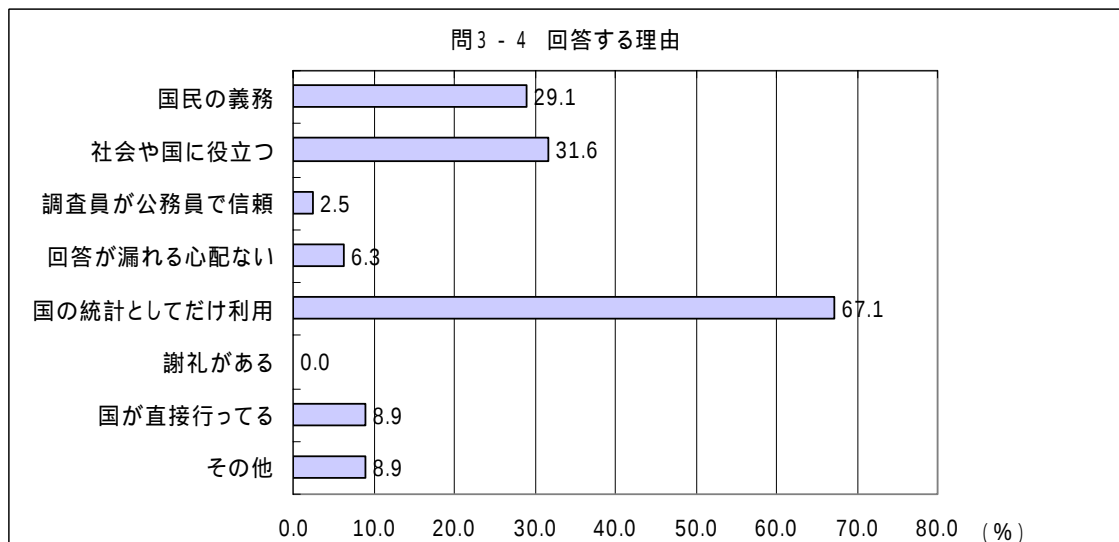
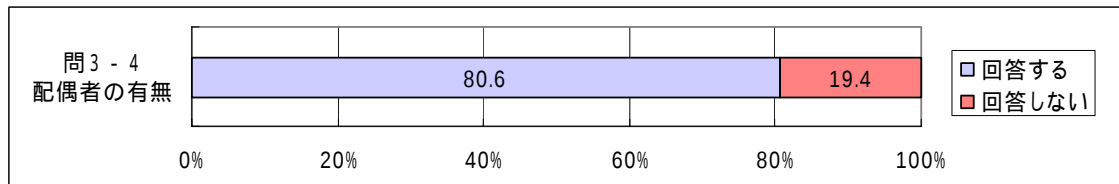


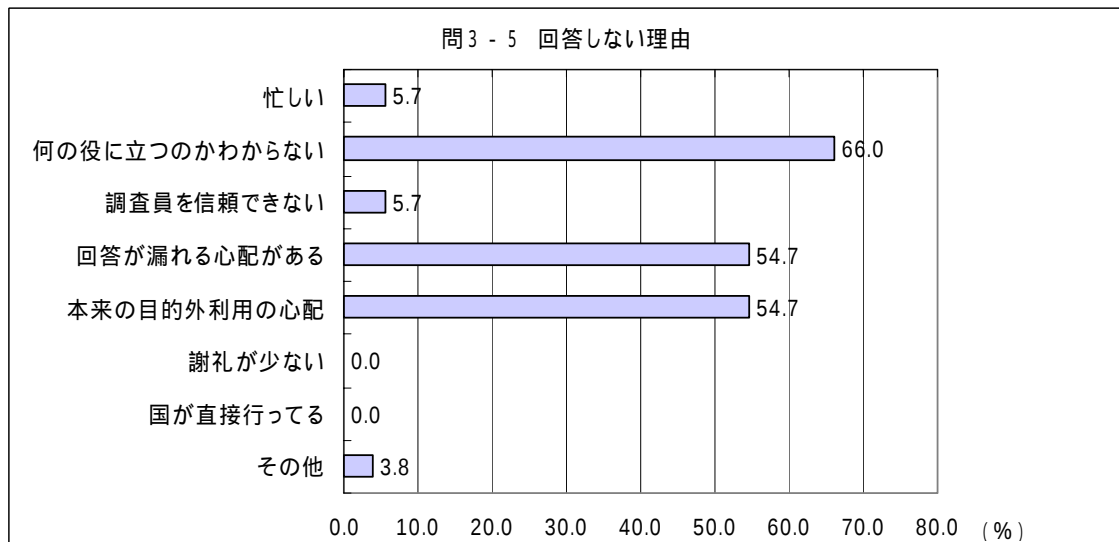
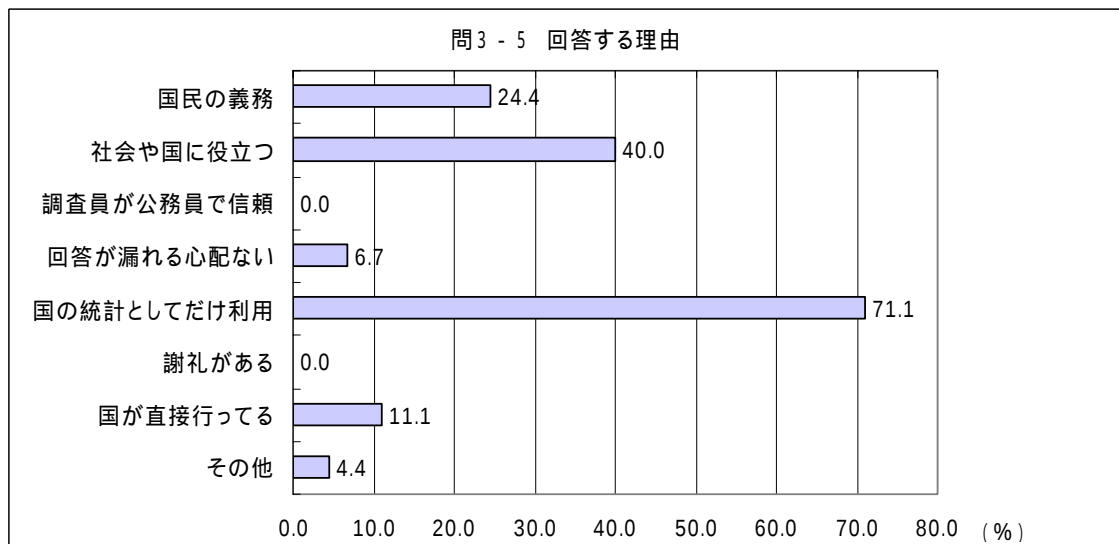
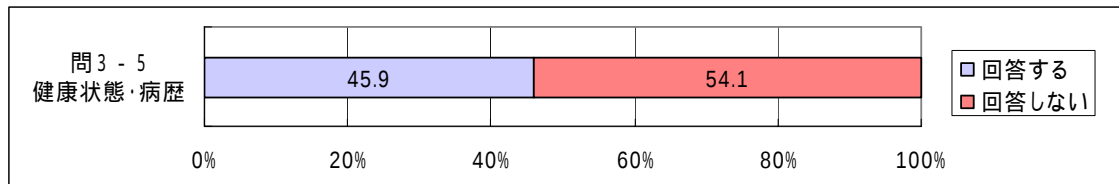


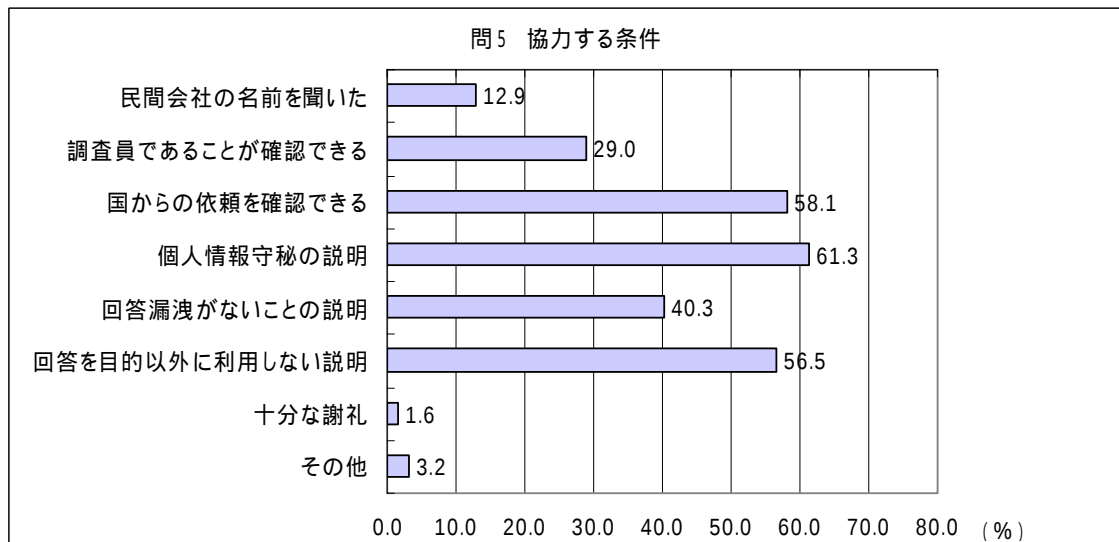
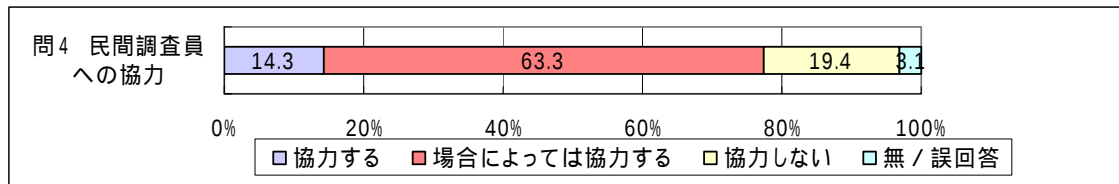


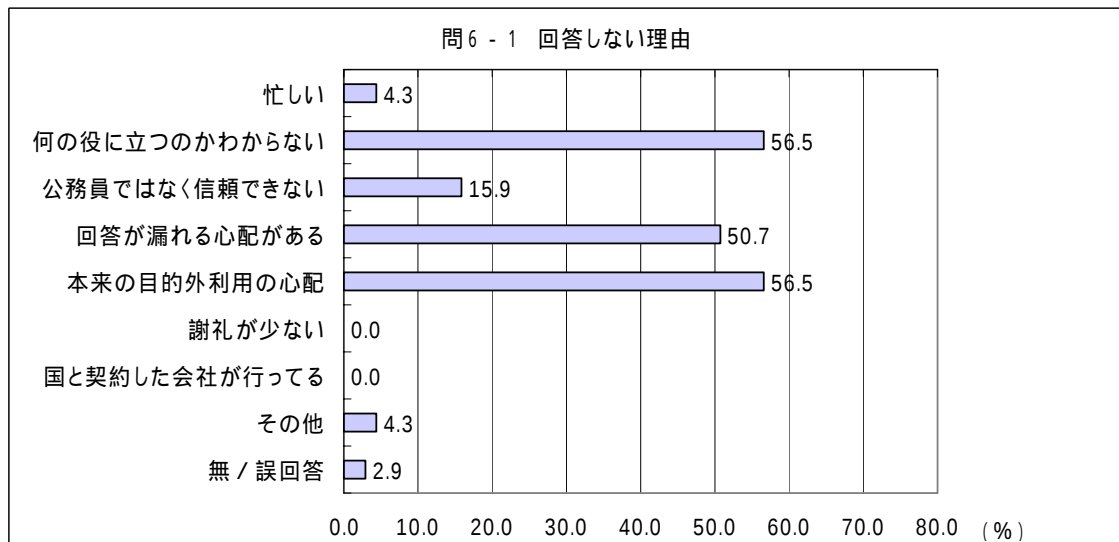
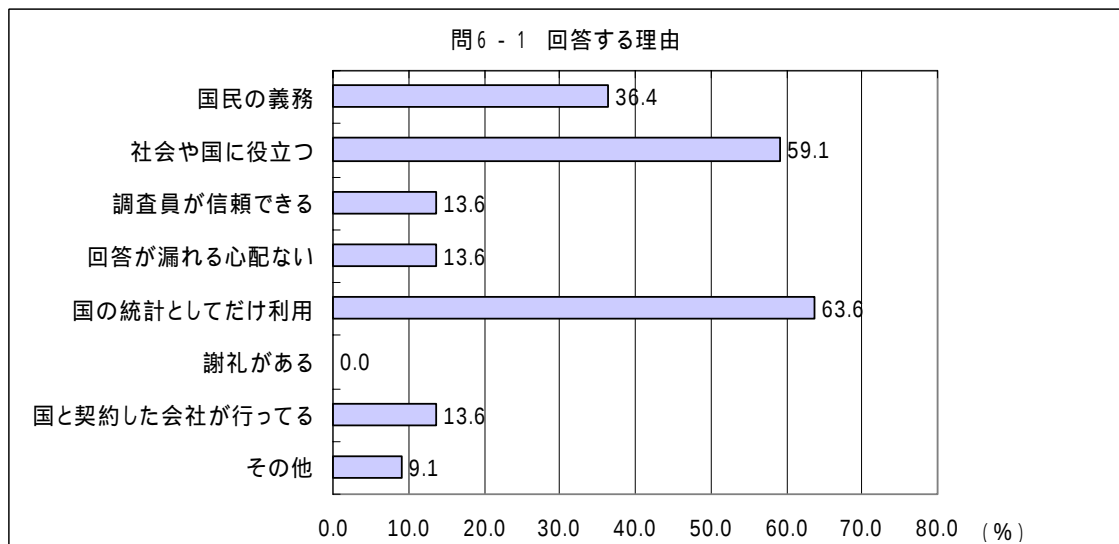
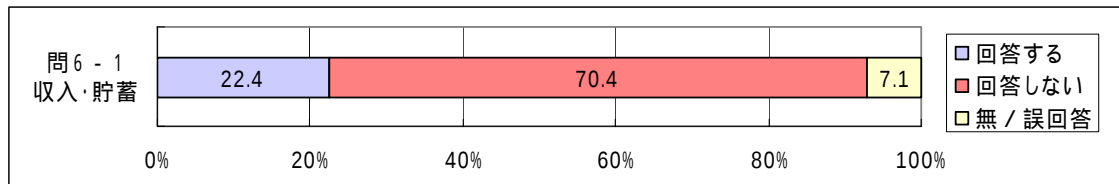


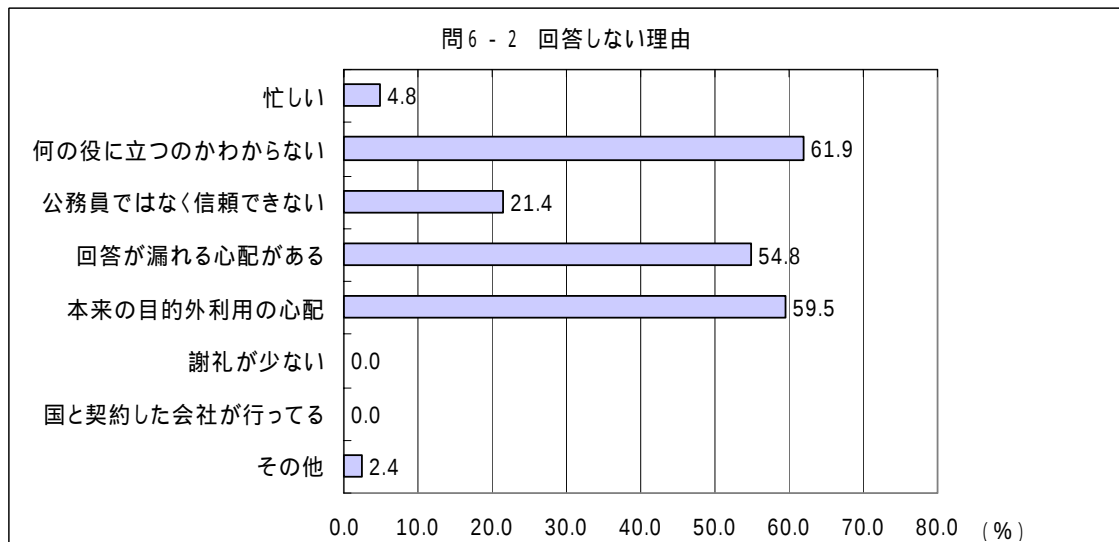
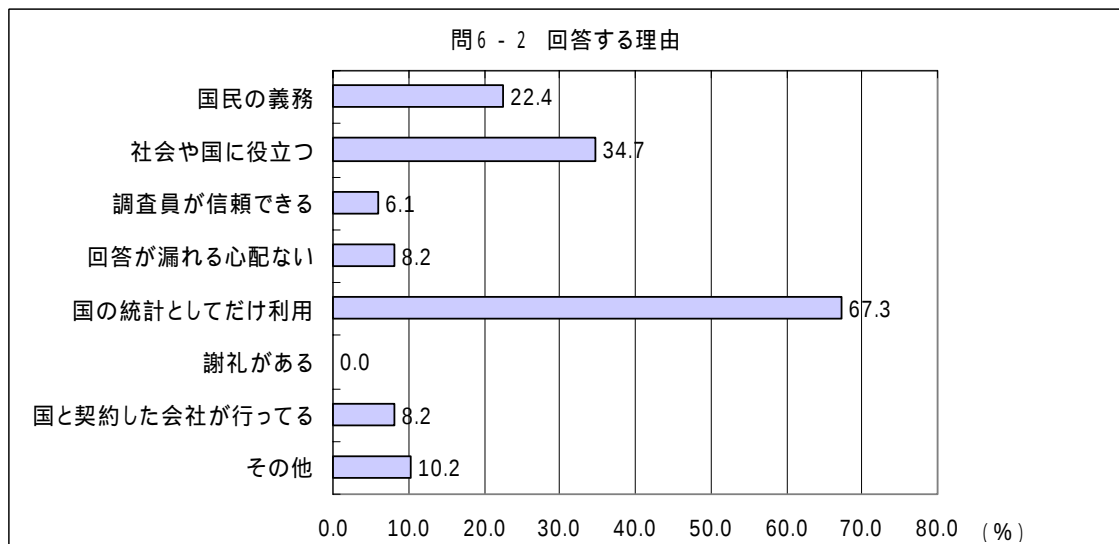
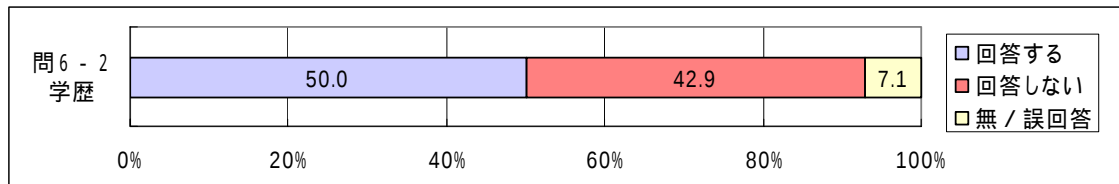


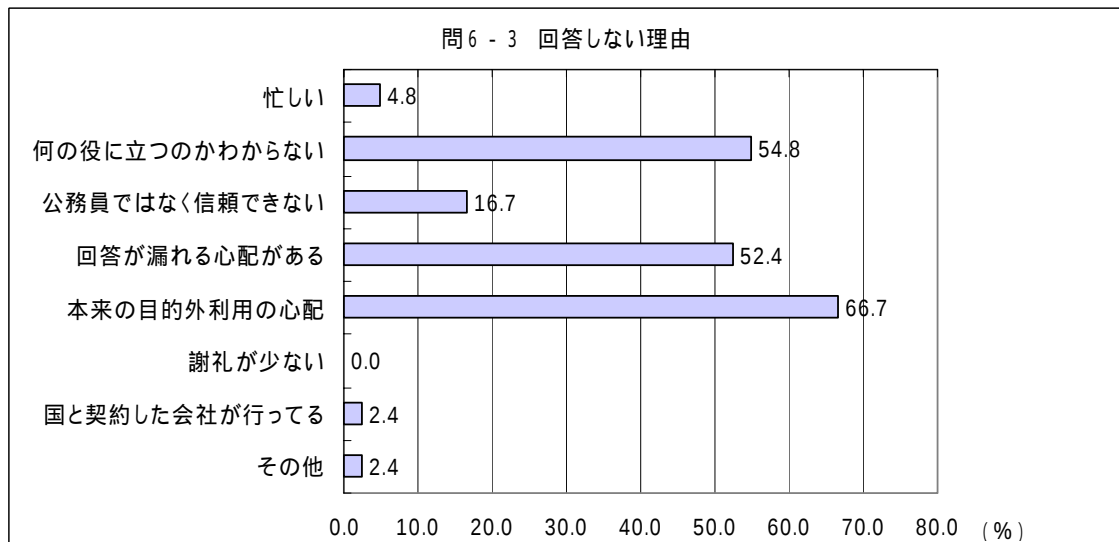
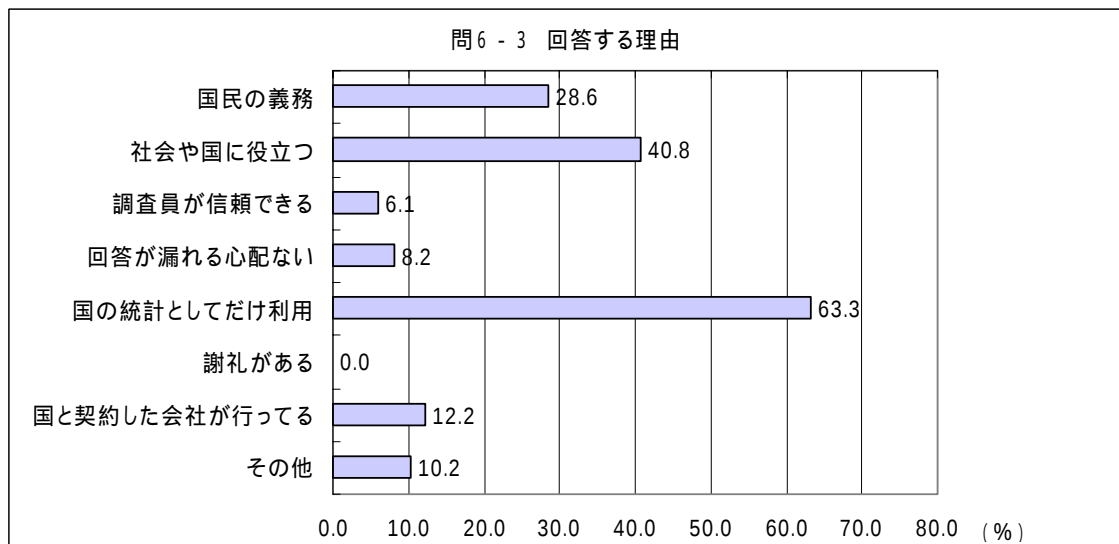
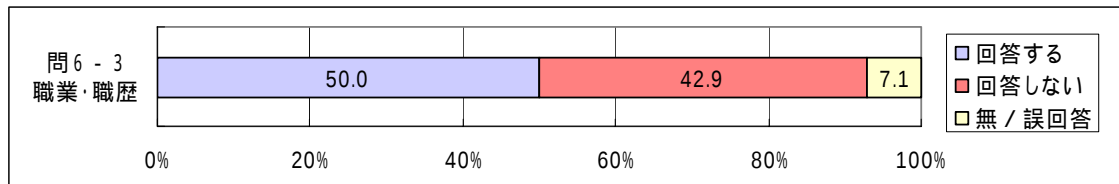


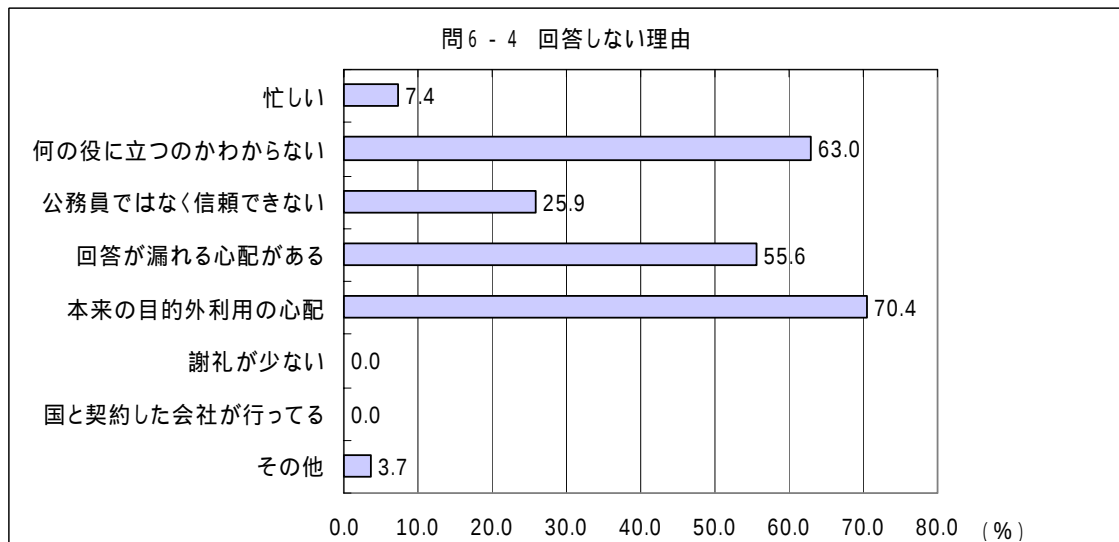
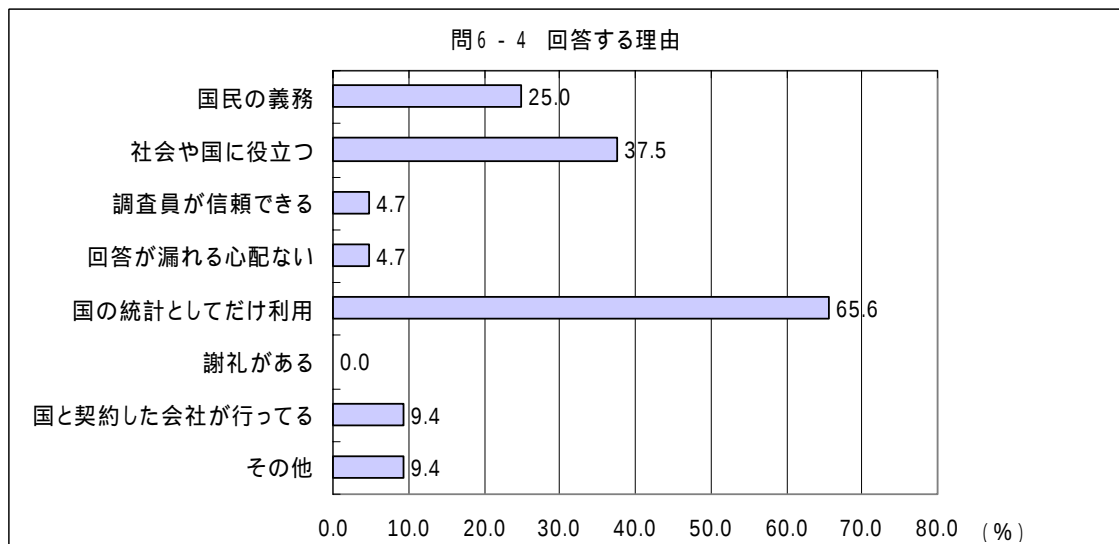
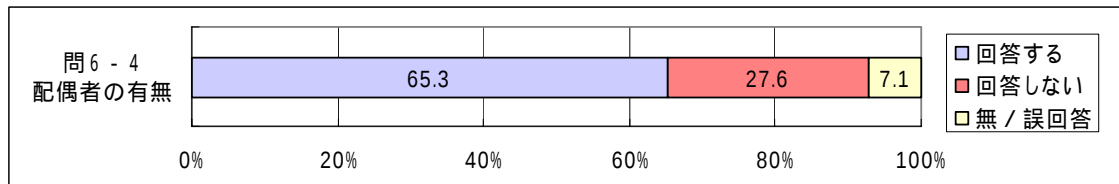


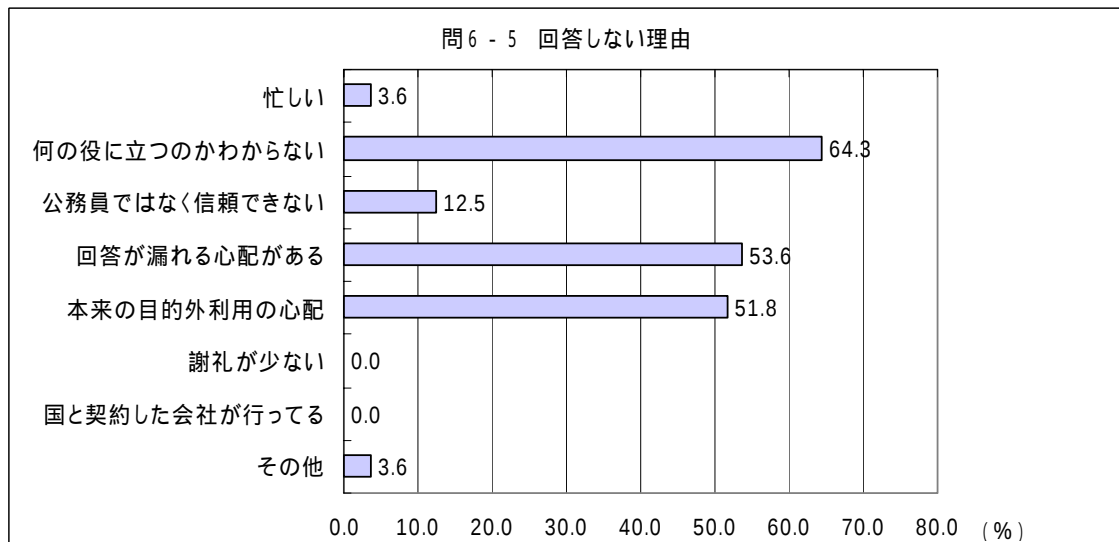
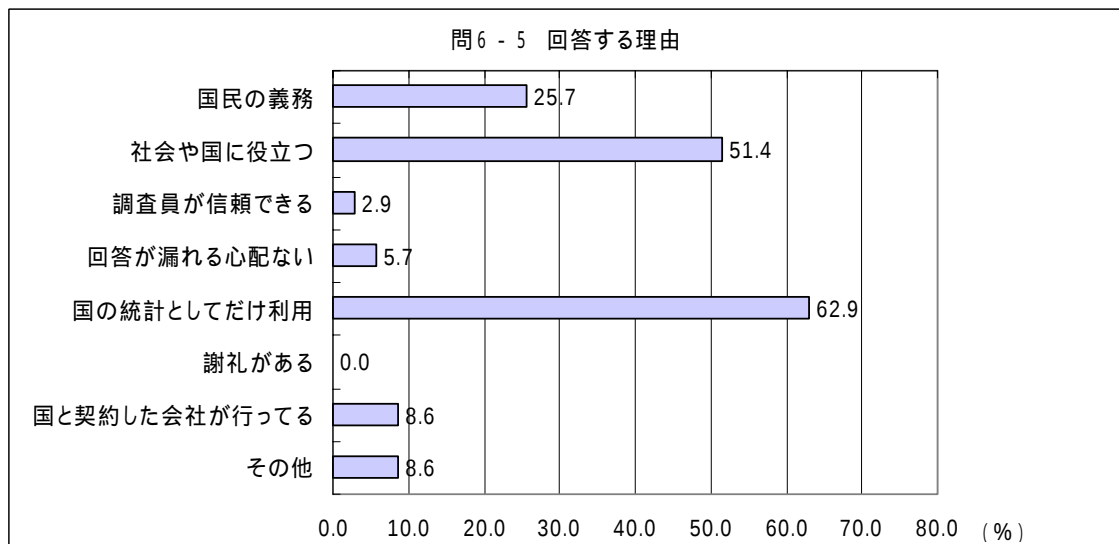
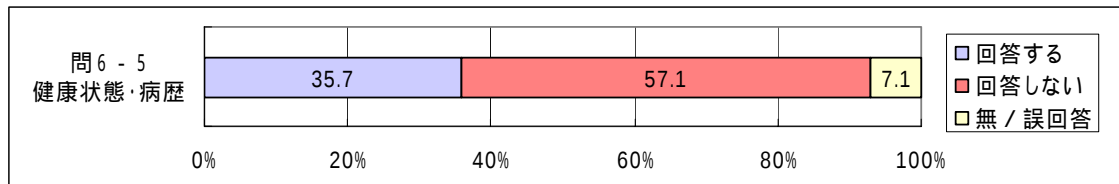












指定統計・承認統計・届出統計それぞれの統計業務について、包括的委託もしくは業務の一部をアウトソーシングする形で民間開放をする場合、現行法令上問題はあるか？ある場合には、網羅的かつ具体的に、根拠を含め御説明いただきたい。

(答)

- 1 民間委託を進める上で、十分に考慮すべきは、行政と民間会社との間における法的ないし契約上の秘密保護等の問題というよりは、むしろ、調査に協力いただく国民と行政との間の信頼関係である。
- 2 なお、指定統計調査においては、調査客体に対して申告の義務が課せられており、統計調査員に対して実地調査権が付与される場合もある。こうした公権力の行使は国民の権利・義務にかかるものであり、民間開放については、特に慎重な判断が必要ではないか。

平成16年7月12日のヒアリングの際、貴省が民間開放困難として指摘した以下の問題点については、以下に示す考え方により問題ないものと考えられるが、これらを踏まえて統計業務を民間開放することについて、改めて貴省の見解をうかがいたい。

(答)

総論として、民間委託の推進を全て否定しているわけではない。一部業務については、従来から民間に委託してきており、今後とも進めていくつもりである。

「秘密の保護及び統計調査への信頼性・正確性の確保が保持されなくなる」との主張について

秘密の保護に関しては、民間事業者が契約上又は法的な守秘義務を課すことで守秘を実現できる。

信頼性・正確性の確保については、そもそも、これまで実施してきた統計業務のアウトソーシングの実例に照らし、民間事業者が実施する業務の信頼性・正確性が、公務員の実施する業務に比べ低いとする客観的なデータは存在するのか。また、民間事業者が調査実施者となった場合に、国が実施したケースと比較して回答への協力が得にくいという客観的なデータは存在するのか。存在するのなら、網羅的かつ具体的に御説明願いたい。存在しないのなら、指定統計を含め、国の統計業務の民間開放を行ったとしても、そのために統計調査の信頼性・正確性が確保できないとする主張に

は根拠がないものと考えられる。付言すれば、統計の信頼性・正確性の確保についても、上記守秘と同様に、官民間で適切な契約を締結すればその確保は可能であり、官でなければ信頼性・正確性を確保できないとする合理的な理由はないものと考えられる。なお、調査対象への回答記入方法の指導とその内容のチェックについては、現在の統計調査員への指導等と同様の指導等を実施することで対応することが可能である。よって、指定統計を含め、国の統計業務の民間委託を行ったとしても統計調査の精度は確保できると考えられる。

(答)

- 1 民間シンクタンクが行った統計調査業務の民間開放による影響等に関する調査分析結果(10 / 26 提出資料の 2 ～ 3 頁を参照)から、民間委託による調査よりも、現行の公務員の身分を有する調査員による調査の方が、国民の安心感や調査協力度が高く、より精度の高い結果が得られると認識している。
- 2 統計調査は、個人のプライバシー情報や企業の経営情報なども取り扱う非常にデリケートなものであり、民間会社が統計調査を通じて個人情報や企業情報を取り扱うこと自体を、国民が問題視し、統計調査に対する信頼・協力が低下する可能性が高いと懸念している。
- 3 統計調査は、基本的には行政機関の管理の下で、公務員の身分を有する統計調査員が行うことにより、国民の調査への理解・協力が得られ、円滑かつ効率的な調査実施が可能となり、信頼性・正確性の高い統計調査が成立していると認識している。

「民間の調査会社における受託可能性が低い」との主張について

上記 及び下記 に関する当会議の見解に示したとおり、守秘・信頼性・正確性等の確保については、官民間の契約条件等により適切に担保することが可能と考えられる。これらの要請に加え、貴省が「受託可能性」として指摘される要請とはどのようなものか、網羅的かつ具体的に御説明願いたい。例えば、これらの契約条件等に従って参入を希望する民間事業者があった場合、当該事業者に対して統計業務を民間開放することを否定する論拠はあるのか。ある場合には、網羅的かつ具体的に御説明願いたい。

なお、民間事業者のマンパワー上の制約の懸念については、共同企業体(JV)のような形で複数の民間事業者が共同で統計事業を行う形にすれば、全国規模の統計事業を行うことも可能である。

また、地域分割して民間委託した場合、調査のレベルを一律に揃えることが難しい点をあげているが、「現在全国一律の指導法・基準をもって、調査を実施している」のであれば、指導方法の統一化・調査方法のマニユ

アル化によって、調査のレベルを揃えることができる。

(答)

- 1 解決すべき課題は、民間調査会社の受託可能性だけにとどまらず、統計調査への信頼性、調査結果の精度の確保、公表前の機密保持など多岐にわたる。
- 2 先の民間シンクタンクの調査分析結果を見ると、国勢調査などの大規模な統計調査や、家計調査などの毎月短期間で調査を行い、結果を公表することが求められる調査について、民間調査会社が受託可能かどうか疑問である。
- 3 調査客体一人一人から理解と協力を得て調査を実施するためには、地域の実情に最も通じ、かつ統計調査業務に関する様々なノウハウを蓄積してきている地方公共団体などの統計担当職員の管理・指導の下で調査を実施することが不可欠である。その一方で、こうした地方公共団体などのノウハウのマニュアル化は、困難であり、民間調査会社に伝えることは不可能である。
- 4 共同企業体（ＪＶ）方式や地域分割方式によれば、民間でも受託可能との御指摘であるが、上述のノウハウの無い民間調査会社では、迅速かつ円滑な調査実施が困難であるだけでなく、これまでと異なる調査管理体制の下で調査を行うことによる過去の調査結果との断層や地域差等の発生を招き、精度を低下させる危険性が高い。

「民間事業者については結果公表前の統計データの機密保持に懸念がある」との主張について

平成１６年７月１２日のヒアリングでの貴省の発言にもある通り、「個別の案件を見ると行政側にも情報漏えい等の事件」も起こっており、機密保持の問題は民間事業者に限られたものではない。上記のとおり、適切な契約条件等を設定することにより、守秘は確保できる。

(答)

- 1 御指摘の守秘義務の問題だけではなく、公表前の機密保持についても十分な検討を行う必要がある。
- 2 この観点から、マーケット全体に重大な影響を与える調査結果データ（失業率、消費者物価など）を、民間会社がその公表前から入手し取り扱うことが可能な状態を生じさせること自体が、国民の政府統計に対する信頼を損なうことを問題視しているところ。
- 3 なお、証券市場におけるインサイダー取引のような規制で対応可能とのご指摘もいただいたが、個別の銘柄や企業に係る取引等を追跡することで不正利得の有無をチェックできるわけではないので、調査結果データの公表前の入手による不当利得を得たか否かを証明することは事実上不可能。したがって、仮に、契約等により機密保持違反に対する罰則を設けたとしても、その実効性には疑問がある。

平成 16 年度中に作成が予定されている統計調査業務の民間委託に関するガイドラインについて、現在の検討状況及び今後の方向性を御説明いただきたい。

(答)

- 1 本年 4 月に各府省統計主管部局長等会議の下に検討会議を設置し、さらに、本年 7 月には、この会議の下に実務者レベルの会議を開催し、検討事項の整理を行うなど、検討を本格化してきている。
- 2 現在、本年度中のガイドライン作成に向けて、委託先の民間会社の要件、具体的な委託業務の範囲や委託方法、調査客体に対する信頼性確保のための方策などについて、民間委託を推進する観点から、調査の実態等も勘案し、関係府省との間で議論を深めているところ。

今年度貴省が実施する統計調査事業のうち代表的なもの（指定統計、承認統計双方を含む。）を選定の上、下記の業務プロセスごとの予算配分額、主要人員、所要期間について明らかにしていただきたい。

調査企画、 標本設計、 標本抽出、 実地調査、 内容検査、 符号付け、 データ入力、 チェック等、 統計表作成、 結果審査、 調査票の保管

現在実施されている全ての統計調査（別途ヒアリング予定の厚生労働省関係統計を除く。）について、個別の統計調査ごとの回答率について資料をいただきたい。

統計調査員に対する指導・管理のあり方が分かる資料をご提出いただきたい。（研修のカリキュラム、テキスト、実地調査に際しての対応マニュアル等）

(答)

10 / 26 提出資料の 4 頁から 6 頁のとおり。回収率については、別添資料についても参照されたい。

平成 17 年度に、各府省で新規に実施予定の統計調査があれば、御説明願いたい。

(答)

- 1 総務省について、はっきりと確定した 17 年度の新規調査の実施計画があるとは承知していない。
- 2 また、他府省の予定については、各府省に御確認いただきたい。

統計調査(統計局分)の回収率

調 査 名	回収率	備 考
国 勢 調 査	100.0 %	全数調査
住 宅・土 地 統 計 調 査	100.0 %	
住民基本台帳人口移動報告	100.0 %	
就 業 構 造 基 本 調 査	97.1 %	旅行・入院などの者について回収不能
社 会 生 活 基 本 調 査	100.0 %	
労 働 力 調 査	94.3 %	回収期間は3日間
事業所・企業統計調査	100.0 %	全数調査
サービス業基本調査	100.0 %	
科 学 技 術 研 究 調 査	86.7 %	郵送調査
個 人 企 業 経 済 調 査	100.0 %	
全 国 消 費 実 態 調 査	100.0 %	16年は、現在調査中
全 国 物 価 統 計 調 査	100.0 %	価格調査
小 売 物 価 統 計 調 査	100.0 %	価格調査
家 計 調 査	100.0 %	
家 計 消 費 状 況 調 査	75.0 %	家計調査を補完する調査 (民間委託)